

秋田市はつらつくらぶ事業業務委託仕様書

1 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務内容

(1) サービスの内容

受託事業者は、次に掲げるサービスのうち、エの水中運動教室については必ず実施するものとし、その他のサービスについては選択して実施すること。

- ア 転倒骨折予防教室
- イ 筋力向上トレーニング教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 水中運動教室
- オ 入浴サービス
- カ 健康教室
- キ 戸外レクリエーション
- ク 教養講座
- ケ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) コースプログラムの設定

受託事業者は、利用者の運動器の機能向上が効果的に実現できるよう、おおむね月2回を限度とし、おおむね3か月を超えない期間で計5回実施するコースプログラムを設定し、この業務を行うこと。

3 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

業務を実施するのに十分な面積があり、かつ、安全を確保できる場所で、受託事業者が運営管理する秋田市内の施設等とする。

(2) サービスの実施

ア 前条第1項のサービスの選択にあたっては、運動器の機能向上を効果的に実現するため、実際に体を使うメニューを多く取り入れるとともに、水中運動教室との組み合わせにも配慮すること。

また、自宅でできる運動を取り入れるほか、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用し、参加者自身が自宅での継続的な運動や介護予防に努めるよう促すこと。

イ 休息や懇談の時間を隨時挟むなど、利用者が参加しやすいメニューとす

るとともに、利用者専用の休息や交流、食事をとることができる部屋を用意すること。

また、休息時間は午前と午後の教室を開催する際に、十分に確保すること。

- ウ コースプログラムのはじめとおわりに、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載されている項目を参考とした体力測定等を実施し、利用者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、利用施設名、利用者番号、利用者登録期間、事業への参加状況、体力測定等による効果判定、身体状況等の特記事項を記録すること。また、コースプログラムの終了後、参加者に対して体力測定等の結果を通知すること。
- エ 教室の開始時には、血圧測定を実施すること。
- オ 前項第1号エの水中運動を実施する際は、利用者専用のレーンとして2レーン用意すること。
- カ サービスの実施の際は、専任の指導者（健康運動指導士もしくは水中および陸上での運動指導について同等の知識を有する人）が指導を行うこと。
- キ 利用者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。
- ク AEDの設置など救急体制を整備すること。
- ケ 新規参加者の獲得のため事業の周知を図ること。

(3) 利用者の募集および決定

- ア 利用者の募集および決定は秋田市長（以下「市長」という。）が行うものとする。

ただし、受託事業者は、利用申請を取りまとめ、市長に対して当該利用者の推薦を行うことができる。

- イ 1日あたりの利用者数はおおむね20人を目安とするが、予算の範囲内かつ事業実施に支障が生じない範囲内で、市長と協議のうえ実施することができるものとする。

(4) コースプログラムの設定等

- ア この業務の開催日は、コースプログラムごとに、できる限り開催する曜日を同じくすること。

- イ 開催日1回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（午前10時から午後3時まで）とすること。

- ウ コースプログラムは、おおむね5月から7月まで、9月から11月まで、1月から3月までにそれぞれ2つずつ計6つのコースプログラムを設定すること。

- エ コースプログラムの利用対象者について、秋田市内全域の住民を対象とするほか、業務の実施場所等を考慮し、河辺地区や雄和地区など特定の地

区の住民を対象として設定できるものとする。

オ 前項により特定の地区の住民を対象として設定されたコースプログラムについて市長は、この事業全体のコースプログラムの設定状況を勘案し、変更を指示することができるものとする。

(5) 送迎

受託事業者は、利用者的心身の状況に応じ、車輌による送迎を行うことができる。

なお、送迎コースについて、JR秋田駅東口からの出発を原則とするが、特定の地区の住民を対象として設定されたプログラムについては、当該地区からの参加者が利用しやすい送迎コースとすること。

(6) 個人情報保護について

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(7) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(8) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあっては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、年度末までに市長に提出すること。

（ア）本業務の実施状況に関する事項

（イ）利用者の体力測定等の個人記録に関する事項

（ウ）その他市長が指示する事項

(9) 遵守事項

受託事業者は、介護保険法等関係法令（秋田市はつらつくらぶ事業実施要綱を含む。）を遵守すること。また、当該関係法令が改正された場合は、改正後の法令に従うこと。

(10) 調査等

ア 市長は、必要があると認めるときは、受託事業者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、又は調査することができるものとする。

イ 受託事業者は、前号の規定により市長が行う調査又は指導監査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

4 基準単価等

(1) 基準単価

利用者1人1回当たりの基準単価は、2,115円とする。

(2) 利用者負担

受託事業者は前号の基準単価の2割5分に当たる利用料520円（10円未満は四捨五入）および事業等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）を利用者から徴収するものとする。